平成２２年（フ）第１０２２号
大阪市城東区今福西３丁目２番２―1002号
債務者　大橋　浩子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１１３号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅17―209号
債務者　鈴木　忠雄
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１１８号
大阪市生野区林寺６丁目３番５号
債務者　宮田　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１９５号
大阪府八尾市長池町２丁目71番地の４　マイランド202号
債務者　大藤　隆代
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２２６号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅５―504号
債務者　筒井　一志
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２７４号
大阪府豊中市豊南町南５丁目９番26号
債務者　伊賀　盛人
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２７６号
大阪府守口市平代町３番６―302号
債務者　保手濱　彰
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２７９号
大阪市浪速区幸町２丁目３番15―908号
債務者　伊東　保昭
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８０号
大阪市城東区成育４丁目10番22号　クオーレ成育201号
債務者　中村　里美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８５号
大阪府東大阪市中鴻池町２丁目１番16―304号
債務者　山本　愉加（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８９号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目14番24号　平野ハイツ103
債務者　河村　正美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９２号
大阪市旭区赤川２丁目８番17号
債務者　西浦　勝江
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９５号
大阪市旭区森小路１丁目１番８号　ベルロ204号
債務者　砂田くみ子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３００号
大阪府枚方市香里ヶ丘12丁目４番11号
債務者　福田　裕子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８１８号
堺市南区三原台１丁３番12―103号
債務者　前田　順一
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９９３号
堺市北区百舌鳥陵南町１丁131番地　スターハウス第７号
債務者　Ｈａｉｒメンズクラブこと　門田　弘樹
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２００７号
大阪府藤井寺市道明寺１丁目19番24号
債務者　谷　　明
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０２４号
大阪府藤井寺市小山８丁目15番37　リバーサイド藤井寺206号、前住所大阪府藤井寺市小山７丁目14番９号
債務者　岡崎　智子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係